

財務 VOL.66

相続対策として「養子縁組」のメリットと注意点

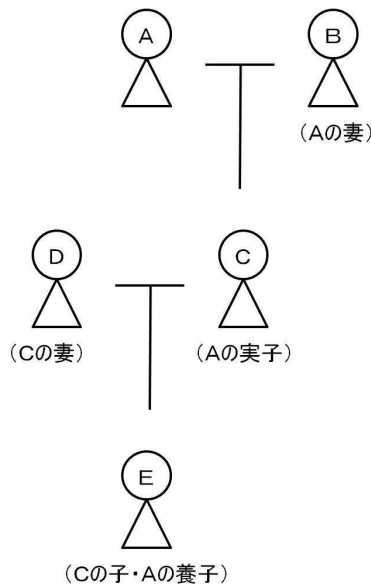
今回は、相続対策として有効な選択肢の一つである「養子縁組」について取り上げます。

唐突ですが、「知人の方のご息がその方のお父様の養子になった」といったようなお話を聞きになったことはないでしょうか？

どのような仕組みで相続税が軽減されるのか、その対策の注意点も合わせて、以下に解説させていただきます。

養子縁組のメリット

下記の具体例をご覧ください。



1. 法定相続人の増加による基礎控除額・非課税枠の増加

- (1) EさんがAさんの養子になったことにより、Aさんの法定相続人が増加するため、Aさんの相続税の計算において、**基礎控除額**(3千万円＋**法定相続人1人につき600万円**)が増加することとなります(平成27年1月1日以降の相続を前提)。
- (2) 遺族が支払を受ける生命保険金や死亡退職金がある場合、それらに対する**非課税枠**(**法定相続人1人につき500万円**)がありますので、その分も増加することとなります。

2. 超過累進税率の引き下げ

相続税の計算においては、法定相続人の法定相続分毎に超過累進税率が適用されますので、Eさんを養子とすることで、Aさんの**法定相続人1人あたりの法定相続分が低下し、相続税の税率が下がる可能性が生じてきます**。

例えば、Aさんの相続財産の課税価格が3億円の場合で、Eさんを養子にしていなければ、

Bさん・Cさんの法定相続分 各1億5千万円 → **税率40%**となりますが、Eさんを養子にすることで、

Bさんの法定相続分 1億5千万円 → 税率40%

Cさん・Eさんの法定相続分 各7,500万円 → **税率30%**となり、課税価格の半分の1億5千万円につき、相続税の税率を一段階引き下げる結果となっております。

3. 一代飛ばしの相続

通常の場合ですと、Aさんからその子であるCさんへ、Cさんからその子であるEさんへと相続が行われ、AさんからEさんへと財産を移転するまでに**相続税を2回も支払わなければならない**。しかし、EさんをAさんの養子とすることで、**1回の相続税の支払でAさんからEさんへ財産を移転させることができる**のです。

4. 実の親子関係はそのまま継続する

一般的な「普通養子縁組」の場合、実の親子関係は継続しますので、Aさんだけでなく、**Cさんが亡くなった場合にも、Eさんは法定相続人に該当します**。

養子縁組の注意点

1. 法定相続人扱いできる養子の数には上限がある

普通養子縁組の場合、相続税の計算において、法定相続人扱いできる養子の数は、**被相続人に実子がいる場合は1人まで、実子がいない場合は2人まで**とされています。よって、例えばDさんをAさんの養子にしても、実子(Cさん)があり、また、既にEさんがAさんの養子となっていますので、基礎控除額や非課税枠を追加で増額させることはできません。

2. 孫である養子が直接相続をした場合、相続税は割高に

Aさんの相続財産を、Aさんの孫であるEさんが直接相続した場合、EさんはAさんの法定相続人ではありませんが、**Eさんの相続税額が2割増となります(相続税額の2割加算)**ので、孫である養子への相続にはくれぐれも注意が必要です。

(※)Aさんの孫(直系卑属)以外の方(例えばDさん)が、Aさんの養子となり、直接相続をしたような場合には、相続税額の2割加算の適用はありません。